令和6年度入学生(新1年生)の保護者等 各位

函館工業高等専門学校 事務部学生課学生係

高等学校等就学支援金に係る申請の意向確認及び申請受付について(通知)

このことについて、下記のとおり、受給申請の意向確認及び申請受付を行います。

本手続きは、<u>申請希望の有無に関わらず、新入学生全員にお手続きいただく</u>ものとなりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

(1)手続き期限

令和6年4月22日(月)

(2) 申請の意向確認

別紙「申請の手順書」 $4 \sim 7$ ページを参照し、全員が「申請意向の有無」をご登録願います。

- 1) e-Shien (オンライン申請システム) にログイン (右記 QR コード)
- 2) 申請希望の有無を登録(意向登録)
 - →申請の意向「なし」で登録した方は,以上でお手続き完了となります。
 - →申請の意向「あり」で登録した方は、下記(3)により受給申請願います。
- (3) 受給申請方法(申請の意向「あり」で登録した方のみ)

別紙「申請の手順書」8ページ以降を参照し、令和6年4月22日(月)までに オンラインにて受給申請願います。



(4) その他

令和5年度から、家計急変事由による申請区分が新設されました。主な概要は以下のとおりですが、<u>当該区分による申請をご検討される方は、下記担当あて速やかに電話連絡等いただき、手続き</u>の詳細についてご確認願います。

<制度概要>

家計急変事由による枠組みは、通常、前々年度所得により審査がなされますが(受給適用月が 4月~6月に限る。受給適用月が7月~3月における申請の場合は、前年度所得により審査)、家計 急変区分による申請により、前々年度又は前年度所得によらず、直近の収入状況に基づき、審査が 行われる申請区分です。

なお、対象となる具体的な事由は以下のとおりです。

- 1) 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと (その後90日以上就労困難)
- 2) 自己の責めに帰することのできない理由による離職
 - 会社都合の解雇
 - ・正当な理由のある自己都合退職(倒産状態の会社を離職,妊娠出産育児,父母の扶養,親族の常時看護等による離職等) ※雇用保険受給資格者証に記載された離職理由の一部のみが対象となります。
- 3) 被災により就労困難等となった場合など
- ※上記 1) ~3) のいずれかを満たし、かつ、保護者等の家計急変事由発生後の収入が約 590 万円 未満相当になった場合に対象となる可能性があります。
- ※事由発生時期の範囲は、原則、令和2年1月以降のものが対象となりますが、申出月により取り扱いが異なるため、詳細は下記担当あてご確認願います。
- ※家計急変区分による申請の際には、当該事由を証明する公的書類(別途本校から指示)が必要 となります。
- ※家計急変事由に該当する場合でも、この区分での申請の要否はご家庭でのご判断(任意)となります。

<配付資料>

- ・ログインID通知書 →IP上では添付省略
- ・申請の手順書 (別紙) →HP上では添付省略
- ・制度概要リーフレット

(本件担当)

北海道函館市戸倉町 14 番 1 号 函館工業高等専門学校 事務部学生課学生係 TEL:0138-59-6334

高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に 打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、 家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校(第1学年〜第3学年)の学生で定められた<u>所得判定基準(年収910万円程度(※))</u> <u>未満の世帯が就学支援金支給の対象</u>となり、月額9,900円(年額118,800円)が支給されます。支給 期間は、原則として通算36月です。なお、保護者等(学生の親権者等)の所得に応じて就学支援金の加 算または、未支給となることがあります。

(※) 両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人(16歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯

2. 就学支援金支給額(国立高等専門学校の場合)

※授業料は、年間 234,600円 (月額換算 19,550円 (a)) です。

令和2年7月以降の所得判定基準等

<所得判定基準>		
市町村民税の課税標準額 × 6% 一市町村民	 就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額
税の調整理除の額(※)		(a)-(b)
(保護者等合算額)		
30万4,200円以上	月額 0円 (支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上~30万4,200円未満	月額 9,900円(一律支給のみ)	月額 9,650円
0円 (非課税) ~15万4,500円未満	月額 19,550 円 (加算額 9,650 円)	月額 〇円

※6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整(3/4 を乗じる)が必要)。

※調整控除とは、平成19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

- ※就学支援金は<u>学生本人(保護者等)が直接受取るものではありません。</u>学校が学生本人に代わって国から就学支援金を 受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことにな ります。(上図参照)
- ※保護者等全員(父母両方(収入が無くても必要))の所得判定基準で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)
- ※国外居住等で保護者等全員の所得が判定できない場合、加算は受給できません(国内在住者のみで判定し、基準の範囲 内であれば一律支給 9,900 円を受給)。
- ※申請時点で所得超過の場合であっても、<u>途中に保護者等(所得確認対象者)の変更(離別)・税額の更正等あった場合</u>は、年の途中で申請いただくことも可能です。
- ※就学支援金は所得判定基準により支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合 があります。その場合でも、やむを得ない理由(「疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難な場 合」や、「自己の責めに帰すべき理由によらない離職」等)により収入が著しく減少した場合は、前年の課税所得によ らず、家計急変支援制度により授業料と就学支援金との差額について支援を受けられる可能性があります。詳しくは学 校の担当窓口にお問い合わせください。

3. 受給資格認定等の申請

第1学年時は、令和6年4~6月の支給を令和5年の「市町村民税の課税標準額×6%ー調整控除の額」で判定され、令和6年7月以降の支給を令和6年の「市町村民税の課税標準額×6%ー調整控除の額」で判定されます。

申請時には、文部科学省作成就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を利用し、申請いただきます。

その際に、保護者等の「個人番号(マイナンバー)」を「e-Shien」にて登録頂くこととなります。申請は、原則としてオンライン(パソコンやスマートフォン)で行い、次のいずれかの方法で保護者等の収入状況を登録します。

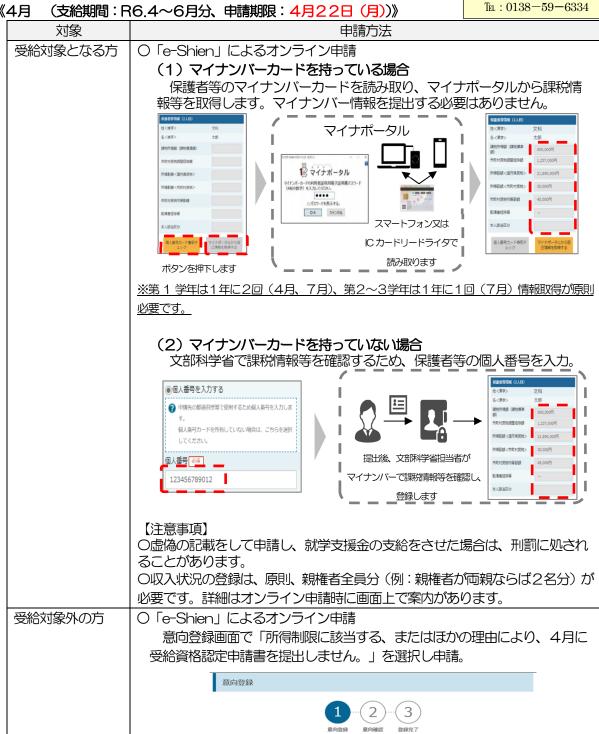
(裏面有り)

申請方法及び時期

各人により、申請方法が異なりますので、該当する方法で申請してください。

問合せ先

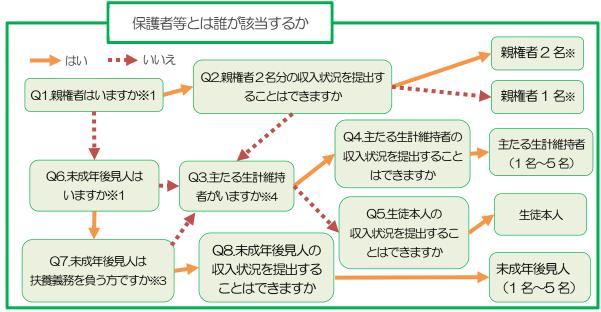
函館工業高等専門学校 学生課学生係



✔ 意向確認

どちらかを選択してください。 📝

② 通知はありません。



- ※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。
 - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合等、詳細は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

《7月 以降》

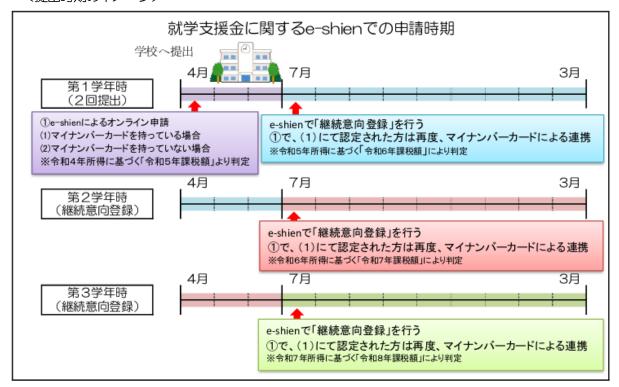
-> 	
対象	申請方法
継続受給する意思がある方	〇「e-Shien」によるオンライン申請
	4月に「(1)マイナンバーカードを持っている場合」で申請さ
	れた方は改めて連携する必要があるため、マイナンバーカード
	をご用意ください。
継続受給する意思がない方	〇「e-Shien」によるオンライン申請

就学支援金を受給されていない方で、7月以降に就学支援金の受給を希望される場合は、各国立高 等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

《随時》

就学支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- 休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者等(所得確認対象者)の変更があった場合
- 令和6年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得の変更があった場合(それ以前の所得の変更も対象)



※その他、随時の要件に該当する内容が発生した場合は、随時届出が必要となります。

5. 就学支援金制度の諸注意

- 〇就学支援金の所得確認は、原則として保護者等(親権者)の所得結果を合算した額を基準とします。 離婚等で保護者等(親権者)が一人の場合はその保護者等(親権者)の税額で、親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合は未成年後見人の(成人の学生等)で学生が主として他の者の収入で生計を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もいないときには、学生本人の税額で所得確認を行います。
- 〇国立高等専門学校の授業料は、前期・後期の年2回に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅(受給限度期間の満了、退学、転学等)した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

≪重要≫

- 〇就学支援金受給中に 以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
 - 休学・復学
 - 婚姻またはその解消等による保護者等(所得確認対象者)の変更があった場合
 - 令和6年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定により<u>所得に変更があった場合</u>(それ以前の所得の変更も対象)